

会 議 録

【開催概要】

会 議 名 称	第1回 丹波市子ども・子育て会議
開 催 日 時	令和7年7月29日(火) 14:30～
開 催 場 所	健康センターミルネ 2階 会議室1・2
出 席 委 員 (名簿順表記)	寺田龍司、足立映美、小田敏治、石野秀明、加納史章、前川進介、永井優子、 芦田公世、上村行男、足立正徳、細見善弘、臼井里佳、足立香奈江、 木田佳伯 (計14名)
欠 席 委 員	井浦陽子、小枝尚子、藤本裕二、勝本翔、増南文子 (計5名)
事 務 局 (名簿順表記)	福祉部長 森本英行、福祉部次長兼社会福祉課長 高見英孝、 こども福祉課長 大西万実、 こども福祉課副課長兼母子保健係長 上野奈美、 こども福祉課子育て支援係長 足立和哉、 こども福祉課子育て支援係主査 荻野克典、 学校教育課長 小森真一、こども育成課長 西山健吾、 こども育成課アフタースクール係長 澤瀉良孝、 こども育成課認定こども園係長 西田浩紀
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 委嘱書交付 3. あいさつ 4. 委員紹介、事務局紹介 5. 会長・副会長の選出 6. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 丹波市こども計画の概要について (2) [旧] 子ども・子育て支援事業計画の実績報告について《資料①》 (3) 丹波市こども計画の進捗管理について《資料②・資料③》 7. その他 <ul style="list-style-type: none"> 乳児等通園支援事業の認可に伴う意見聴取について《資料④》 8. 次回会議日程 9. 閉会
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・委員名簿、事務局職員名簿 ・会議設置条例、子ども・子育て支援法(抜粋) ・資料① 丹波市子ども・子育て支援事業計画 見込量・確保量・実績 ・資料② 丹波市こども計画 施策一覧表【子ども・子育て会議用】 ・資料③ 検討事業進捗管理シート ・資料④ 乳児等通園支援事業の認可に伴う意見聴取について

【議事要旨】

事務局	<p>1. 開会</p> <p>本日はお忙しい中、そして大変暑い中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。 ただいまから、第1回丹波市子ども・子育て会議を開会いたします。 まず、委員の皆様にお願いです。この会議は公表となっております。 会議録を作成し、ホームページに掲載させていただきますので、録音をさせていただきます。この会議録につきましては、発言者が分からないよう掲載させていただきますので、皆様におかれましても、情報発信される際には、ご配慮いただければと思います。よろしくお願います。</p> <p>.....</p>
事務局	<p>2. 委嘱書交付</p> <p>本日からお世話になる皆様、お一人お一人に委嘱書をお渡しさせていただきたいところではありますが、本日は時間の都合上、代表でお一人の方のみにお渡しさせていただきます。 代表交付以外の委員様は、机上交付させていただいておりますので、ご確認をお願いします。</p> <p>.....</p>
副市長	<p>3. あいさつ</p> <p>本日は、令和7年度の第1回丹波市子ども・子育て会議を開催申し上げましたところ、ご多用中にも関わらず、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。 本日から2年間に渡り、丹波市のより良い子ども・子育て環境の実現に向けて、それぞれのお立場から、ご意見をいただき、活発なご審議を賜りますようお願いいたします。</p> <p>さて、本市では、令和5年12月より本会議にてご審議いただきながら、策定を進めてまいりました「丹波市こども計画」を、令和7年3月に取りまとめました。本年度から5年間、この計画に基づき、子ども・子育てに関する様々な事業に総合的に取り組んでまいります。</p> <p>また、3月には、こどもの権利が尊重されるまちの実現を目指して、「丹波市こどもの権利に関する条例」を制定しました。今後は、広報や啓発にも力を入れてまいりたいと考えております。</p> <p>さらに、本年4月には、「母子保健」と「児童福祉」の機能を一体化し、継続的かつ包括的に専門性を活かした支援を行う相談機関として、ここ丹波市健康センターミルネ2階に「丹波市こども家庭センターおひさま」を新たに開設いたしました。</p> <p>妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談体制の整備に加え、子ども自身からの相談にも対応し、より一層子どもや子育て世帯に寄り添った支援体制の充</p>

	<p>実を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>昨今、急速な少子高齢化に加え、物価の上昇や共働き家庭の増加、子育てに関わる孤立や不安の高まりなど、子ども・子育てを取り巻く環境はますます複雑化しております。</p> <p>こうした社会情勢の変化にも的確に対応しながら、将来を担う子どもたちが希望を持ち、安心して育つことのできる「こどもまんなか社会」の実現を目指してまいりたいと思いますので、委員の皆様には、ご理解とご協力を賜りますことをお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。</p> <p>.....</p> <p>4. 委員紹介、事務局紹介</p> <p>委員、事務局職員 それぞれ名簿順に自己紹介</p> <p>.....</p> <p>5. 会長・副会長の選出</p>
事務局	<p>当会議の設置条例第5条では、会長、副会長は委員の互選により決定することになっております。まず、会長、副会長の立候補はございませんでしょうか。</p> <p><立候補なし></p> <p>立候補はないようですが、どのように決定させていただいたらよろしいでしょうか。</p>
委員	事務局一任。
事務局	<p>ありがとうございます。事務局一任の声をいただきましたので、こちらから提案をさせていただきたいと思えます。まず、会長でございますが、この会議でこれから進捗を管理していくこども計画の策定の際にも、会長としてお世話になっておりました石野委員様にお願いしたいと思えます。また、副会長でございますが、小田委員様にご依頼するというご提案をさせていただきたいのですが、皆様ご意見等いかがでしょうか。</p>
委員	異議なし。
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは石野会長様、ご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>会長の石野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日はご多用の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>また、昨年度までのこども計画の策定では、お世話になった方々もたくさんい</p>

らっしゃいます。ありがとうございました。
今年度は、こども計画実施の1年目になります。皆さんに、ぜひ計画の進捗について、点検いただき、ご意見等をいただければと考えております。また、先ほど副市長様から、お話がありましたように、世の中の変化は、私たちの想像をはるかに超えて動いております。こども計画は、かなり客観的なデータに基づいて予測を立て、策定されたものですが、世の中の変化はさらにその上を行っているのではないかと私自身考えております。
それぞれの立場で見られた現場の現状等を踏まえ、計画が進捗していく中で、どういった見直しが必要なのか、中間年に向けて、ご意見等いただければと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

.....

6. 議事

事務局

それでは、議事に入ります前に、この会議の役割について、ご説明をさせていただきますと思います。引き続きの委員様もごさいますが、本年度からの方もいらっしゃいますので、お聞きください。

お配りしております丹波市子ども・子育て会議設置条例をご覧くださいませでしょうか。第1条に記載しておりますように、本会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項の規定により設置しております。

続きまして、この設置条例の裏面をご覧ください。本会議では、子ども・子育て支援法第72条第1項第1号から第3号までに記載されている、認定こども園や、地域型保育事業等の利用定員に関する設定、そして、その進捗状況に関して、ご意見をいただいたり、また、第4号に子ども・子育て支援に関する施策の実施状況とありますように、本市では丹波市こども計画の実施状況に関して、ご審議をいただきたいと考えております。

委員の皆様にお世話になる令和9年度の7月までの期間における会議の開催につきましては、基本的に年2回の開催を予定しております。

それぞれの分野からいただくご意見を参考にしながら、子ども施策を進めていきたいと考えておりますので、委員の皆様には、ご活発なご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それではこれより、議事の進行を会長様にお渡しをさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、次第に従って進めて参りたいと思います。

議事1 丹波市こども計画の概要について、事務局から説明をお願いします。

■議事1 丹波市こども計画の概要について

事務局から説明 《丹波市こども計画（本編）》

会長	<p>ただいまのご説明について質問がある方は挙手にてお願いします。</p> <p><質問なし></p>
会長	<p>では、続いて議事2（旧）子ども・子育て支援事業計画の実績報告について、事務局よりご説明をお願いします。</p> <p>■議事2 [旧]子ども・子育て支援事業計画の実績報告について 事務局から説明 《資料①》</p>
会長	<p>ただいまのご説明についてご質問、ご意見等はありませんか。</p>
委員	<p>今、量についてのお話を伺いましたが、量と質はリンクしてくるものがあると思っています。その中で1つ気になったのが、私の子どもの出来事ではありますが、アフタースクールの件です。</p> <p>今、小学校3年生ですが、1年生の初めにアフタースクールに行っていました。当時は、もうマスクを着用する必要はなかったんですが、マスクの着用を強要されたり、あれはダメ、これはダメと制限されたりということが多過ぎて、本当は預けたいんだけど、教育上よくないだろうということで、預けるのをやめた経緯があります。なので、この人数が、本当に預けたい人が全数預けられているのかどうか疑問です。そこで、子どもたちが通っている各施設において、子どもの権利がしっかり守られているかどうかのチェック体制が行政側にあるのかどうかお伺いしたいですし、もし、ないのであれば、これから構築していく必要があるのかなと感じました。</p>
事務局	<p>アフタースクールの各支援員については、毎年度、講習等を受けていただいたり、研修に参加いただいたりしており、子どもの権利に関しては、現在、国もかなり力を入れて、今年度もいろいろ指針等が出てきている状況にあります。現時点では、各アフタースクールにおいて、統一的な運用ができているとは考えておりませんが、認定資格を有されてる方だけでなく、補助員も含めて、全体のスキルアップを図っていくことは当然重要と思っておりますし、今年度も、計画等を進める中で、研修等を受講いただいておりますので、引き続き、スキルアップに取り組んでいきたいと思っております。</p>
事務局	<p>昨年度に、こどもの権利に関する条例を制定したところで、今から取り組みを進めていく段階のため、すべてのアフタースクールが同じチェックリストでチェックできる体制までは至っておりません。質の均一化を図るためにも、今後、すべてのアフタースクールで、子どもの権利に対して、チェックできる体制を整えていきたいと考えています。</p>

委員	アフターに関しては、これから体制を整えていくことで理解しましたが、これはアフターに限らずですよね。
事務局	例えば、学習センターや児童館など、他にも子どもが利用する施設がありますが、統一的なチェック体制は、これから構築していこうと思っています。 まずは、子どもの権利について、職員が知ることが大事とっておりますので、条例の周知から取り組んでいる状況です。 その上で、チェック体制を設けていく形で進めていきたいと考えております。
委員	当然、条例の内容や権利の内容を、職員一人一人の方に、理解してもらうことはすごく大事だと思います。一方で、特に参加する権利は、大人側が自分たちで意見を表明して聞いてもらえてよかったという経験を日々していないと、自分が権利で満たされて幸福だという感覚がない中で、事業を執行していくことになると思うんです。この参加する権利に関しては、そこが難しいポイントで、すごく大きな壁になっているはずなので、研修をするだけ、権利の内容を伝えるだけで終わってしまっただけでは形骸化するのではないかと考えていて、そこについて、1歩踏み込むような取り組みが必要になると思います。 何か今考えられてることがあれば、教えていただきたいです。
事務局	学校現場での取組としては、学校訪問の中で、子どもの権利を意識した視点から授業の振り返りをしています。そうすることで、訪問した指導主事と現場の教職員が、双方で子どもの権利を意識した視点を持ち続けることに繋がると考えています。そのような取組を今後も進めていきたいと考えています。
事務局	市の職員についても、さまざまな施策に取り組む中で、今後は子どもの声を聞く取組は必ず必要になるため、まずは、職員の意識を変えていく必要があると考えています。庁内関係課が集まる子育て支援施策検討委員会では、子どもの声を聴く取組の進め方について検討を始めています。
会長	他にご意見等ございますか。 中身の議論となっておりますが、少しこの計画について説明させていただくと、この計画は市民の皆様への調査に基づいて、今後5年間の各事業の利用量の見込みを立てています。その見込みに基づいて、例えば、認定こども園の利用定員などの受け入れ可能な量を決めています。それが確保量となります。その見込量と確保量に対して、この会議で実績値を報告いただいて、進捗管理を行う形となります。 確保量と実績値が一致していれば、或いは確保量よりも実績値が少なければ、十分に支援が行われているという認識になります。特に、この差が大きい部分に課題があり、各現場の先生方もいらっしゃいますので、そういった部分への

	<p>ご意見いただくことで、施策の改善に繋がる、という形で進めていければと思います。</p> <p>他にありますでしょうか。</p>
委員	<p>13番の養育支援訪問事業について、令和6年度の実績が少なかったのは、対象者が少なかったのか、もしくは対象者はいたけども、受け入れられなかったのか。そのあたり何かありましたら、お願いします。</p>
事務局	<p>こちらの実績は、延べ人数となり、支援の期間や回数も対象者によって様々であるため、必ずしも対象者数と実績値が一致しているわけではありません。その中で、令和6年度は、出生数も減ってきていることに加え、対象者数も期間も少なかったため、この実績となっています。</p> <p>ただ、今後も同じように減っていくかというところではなく、サポートが必要な方があれば、その期間によって、また増える可能性もあると考えています。</p>
委員	<p>この事業は非常に有効な事業だと思います。引き続きお世話になりたいと思います。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p><意見なし></p>
会長	<p>先程、子どもの権利についてお話がありました。</p> <p>権利を保障していくことはすごく時間がかかることであって、まず権利についての教育がスタートとなります。でも、権利についての教育が行われれば、子どもの権利が確保されるわけではなくて、権利による教育というのが次にきます。すなわち日々の実践の中で、権利を実際に保障されるということ、教育の中で実践していくなかで、徐々に徐々に浸透していくという考え方です。</p> <p>今、丹波市では、ようやく条例ができたところですから、おそらく権利についての教育がまず先行して、それを実践の中で、権利による教育を行うことで、徐々に定着していくのではないかなと思っています。</p> <p>では、続いて議事3丹波市こども計画の進捗管理について事務局から説明をお願いします。</p> <p>■議事3 丹波市こども計画の進捗管理について</p> <p>事務局から説明 《資料②・資料③》</p>
会長	<p>ただいまの説明について、ご質問等はありませんか。</p>

委員	<p>まず1点目が、事業等 No. 4 のこどもの権利擁護委員会の設置に関して、これは常設なのでしょうか。</p> <p>次に2点目が、資料3ページの交通安全に関してですが、私が見た事例は、4月にある中学校で、先生が通学路で指導されている場面に遭遇したのですが、こちらが優先で、子どもたちは止まれの場所でしたが、先生はこちらを止めて、子どもたちを通行させたんですね。安全ではあるんですが、大事なことは、交通ルールを理解し守ってもらうことであって、先生がいなくても守れるようにすることだと思います。なので、交通安全に関して意識をつけることは大事だと思うんですが、そのやり方を周知徹底したほうがいいのではと感じました。</p> <p>続いて3点目が、母子保健の充実のところですか。先日、3歳児健診があり、問診票を書いていたんですが、おそらく父子家庭を想定していない内容になっているのではないかと感じました。母親の健康状態や就労状況を記入するんですが、父親のことを記入するところがありません。で、その後の質問は、誰かが子育てを手伝ってくれているのかという間で、これは母親が子育てをすることが前提の間になっていると思いました。行政側から出す文書としては、もう少し配慮があったほうが、父親も参画しやすいのではないかなと感じました。</p> <p>4点目が、資料6ページです。事業 No. 90 からその下ですが、現状として、相談支援専門員と療育の事業所が足りてない状況ではないかと捉えています。そこを増やす取り組みをしていかないと、子どもの療育を受ける権利が満たされないのではないかと危惧しているので、その現状と対策をお聞かせいただきたいです。</p> <p>次に、資料7ページのスクールソーシャルワーカーの配置についてです。今現在、丹波市内でスクールソーシャルワーカーが何人いらっしゃるのか、そのうち社会福祉士などの有資格者が何人おられるのかを教えてくださいたいです。</p> <p>続いて、事業 No. 123 の学校給食を活用した食育の推進についてです。また自分の子どもの話になり、恐縮なんですが、現在歯科矯正をしていて、矯正の金具を付けたまま夜寝るんですが、牛乳は鼻詰まりを起こしやすく、鼻づまりを起こすと矯正の金具をとらなければいけなくなってしまうため、牛乳を止めてはどうかと歯科医から言われました。なので、牛乳を止めたくて学校へ相談に行ったんですが、牛乳を止めるには、アレルギーの診断書がないと止めることが出来ないという決まりになっていて、アレルギーではなくて、牛乳を止めたいときに、その手段がないんです。資料にも食品ロスなど書いてありますが、現状、教育委員会の制度として止める手段がなく、もったいないですが毎日牛乳を捨てている状況です。3週間程前には、担当係長に話をしましたが、上司と相談して、折り返しますと言われてから、3週間以上折り返しの電話がありません。その辺りに関して、食育や食品ロスなど、教育行政としてどう取り組もうとしてるのかお伺いしたいと思います。</p>
----	---

	<p>最後に、資料8ページです。どれも大事なことが書いてあると思うんですが、その中で違和感があったのが事業 No. 128 と事業 No. 132 です。生涯教育を促進する上で、学習機会の提供も必要だと思うんですが、そもそも学習意欲があれば、行政側で提供しなくても、どんどん学んでいくと思うので、そういうマインドを醸成していくことの方が大事なのではないかと考えています。</p> <p>それに関連して、家庭の教育力向上のための取組というのが事業 No. 132 にありますが、学校側から宿題が出されているのがいけないのではと思います。要は、強制して勉強をさせているので、嫌々勉強をやるということが定着してしまうと、できるだけ勉強したくないということにつながる。なので、学校を卒業するまでは、強制されるので勉強するんですが、学校卒業後は強制されるものがないので、学習しなくなる。それが、生涯学習の意欲の低下に繋がっていると私は思っています。なので、生涯学習というものをもう少し自発的にできるような環境を学校や幼少のころから、育てていくということが大事なのではないかと感じました。以上です。</p>
事務局	<p>そうしましたら、順番にお答えさせていただきます。</p> <p>まず、こどもの権利擁護委員会についてですが、第1回の会議を9月に開催させていただきたいと思っています。今は、小、中、高、こども園へ、権利擁護委員会に係るパンフレットをお配りさせていただいて、長期休暇中などにあった相談を基に、1回目の委員会を開く予定にしています。ただ、今回の権利擁護委員会開設のお知らせによってどれぐらいの相談があるか見込めませんので、9月以降は相談の状況に応じて、開催を検討していきます。なお、相談については、家庭児童相談室において、いつでも電話をお受けできる体制は作っています。</p>
事務局	<p>続いて、4つまとめてお答えさせていただきます。</p> <p>まず、中学校の通学路の安全指導について、中学校の教員が通学路に立ち、特に危ない箇所を自分たちで考えて、そこを気を付けさせようという意識でやっていたはずですが、少し配慮が足りなかった部分があったかもしれません。駐在及び交通安全指導員と打ち合わせをする機会がありますので、より効果的な方法をもう一度話し合う機会を持ちたいと思います。</p> <p>2点目、スクールソーシャルワーカーについては2名配置しています。現時点ではどちらも無資格者です。1人は資格取得に向けて勉強しています。</p> <p>3点目、食育についてです。どうしても制度上、アレルギーの診断書が必要であり、提出を求めたと聞いています。直接折り返しの電話がなかった点については、確認させてもらい、丁寧に対応するように伝えます。また、様々なケースがあるなかで、制度についてももう一度確認するよう伝えたいと思います。</p> <p>最後に、宿題の件ですが、「宿題が少ない」、「宿題が多い」、「宿題は学校の先生が教えろ」など様々なご意見があります。ただ、今、学校の授業が少しずつ変</p>

	<p>わってきています。先生が均一にどの児童生徒にも、同じことを教えるという時代がありましたが、今はそうではなく、自分で考えていく、主体的に行動していく、他者をつなぎ合って新しい価値を創造してくような子どもを育成していかなければならないので、授業の中でも、自分で課題を発見する、自分なりのアプローチで探求していく形に変わってきています。</p> <p>自分で何を学ばばいいのかを考えることができる子どもを育てながら、最低限の学力は全員に保障していくという取組を並行して進めているところです。</p>
事務局	<p>続いて、3歳児健診の問診票についてですが、確かに母親が回答いただくことを想定した内容になっているかと思います。ご意見を伺いまして、各健診の問診票の内容を再度見直したいと思います。</p>
事務局	<p>相談支援専門員の数や事業所の数が少ないのではないかという意見につきましては、確かに、現状としては、不足しがちであるという認識はしています。ただ、市が直営で事業所を立ち上げるのは難しいので、各事業所において、新たな専門員の養成や雇用を市からもお願いしているところでございます。</p> <p>また、対策になるかわかりませんが、今いらっしゃる相談支援専門員さんの質を上げていくこともポイントであると思います。定期的に行っている連絡会などを活用して、サービスの基本的なことも含めて、連絡会で情報共有しながら、共に高めていくという取組を継続的に行っている状況でございます。</p>
委員	<p>まず1つ目の常設でないということも権利擁護委員会の話ですが、常設でなくてもいいんですが、子どもたちから届いた声は全て委員に届くのか、それとも行政サイドで取捨選択するのか。そこを懸念していて、確かこれは第三者的な委員会だったと思うんですが、第三者的な委員会ということは、行政サイドの思惑が入ってはいけない委員会なんです。なので、行政サイドで取捨選択するのであれば、それは是正すべきと思った次第です。</p> <p>あとは、相談支援専門員と療育のことに関して、量と質が足りてないと思うんですが、おっしゃるように相談支援専門員の質を上げていくということも大事だと思うんです。実際どういう仕事が行なわれているのかは、モニタリング報告書を見ればわかると思うので、そのチェックというのを不定期でも入れたほうがいいのかと思いました。</p> <p>スクールソーシャルワーカーに関しては、やはり福祉の有資格者が必要だと思います。学校と福祉をつなぐので、福祉の有資格者じゃないと、福祉の全体像がわかりづらいと思います。今年もおられるかどうか分かりませんが、これまでは元校長先生を採用されていましたが、学校の先生に話を聞くと、年功序列の部分があり、今の校長先生は元校長先生に意見を言い返せないという話も聞いているので、そのあたりのことも含め、本当に子どもの権利が守られるような体制を確保する必要があると思いました。</p>

事務局	こどもの権利擁護委員会ですが、この委員会は、子どもがどうしたいのかという思いに沿って対応していきますので、一般的に家庭児童相談室に寄せられる相談とは全く切り離して、運用していきたいと考えております。
事務局	相談支援専門員の件ですが、例示としてモニタリングの評価報告書のチェックのお話もありましたが、現在丹波市では、ガイドライン的なものを作る方向で進めております。まだ検討段階ですが、その中には、チェック体制に関することも設けていきたいと考えているところです。
事務局	スクールソーシャルワーカーの件については、令和6年度以降は、有資格者がいない状況ですので、今後有資格者の採用について検討したいと思っております。
委員	先程、聞き逃したかもしれないんですが、こどもの権利擁護委員会には、子どもたちのからの声は全量が届くのかどうかという点について、確認させてください。あと、学校給食の話ですが、アレルギーの申出書みたいなものが必要な法的根拠はないです。なので、法的な根拠に基づいて事務執行するよう体制を見直した方が、子育て支援としてはいいのではないかと思います。
事務局	こどもの権利擁護委員会へ寄せられた子どもたちの声は、すべて委員会へ報告をさせていただきます。
会長	では、他の方ご質問ご意見ございますか。
委員	資料3の5ページ目、こどもの居場所の整備について、この事業概要が権利を肌で感じることができる場の整備を研究しますとありますが、スケジュールが施設の検討のみですが、これは施設の検討をずっとしているのか。その説明が欲しいです。
事務局	この施設の検討というのは、この子どもの居場所づくりとして、子どもが安心していられる場所は、どういう形状がいいのか、どういう場所がいいのかなども含めて、検討を進めさせていただきたいと思っています。 市内には、たくさん施設もございますので、それらの施設の活用なども含めて、検討していきたいと思っています。
委員	これは最終的に子どもの権利を肌で感じることができる場を作ることでしょうか。
事務局	子どもたちが、自分の意見を自由に出せる、自分たちの権利がちゃんと守られているんだと感じられる場所を作りたいと考えているところです。

委員	難しい内容になるので、スケジュール的にも、長くとっているということですね。
委員	資料3の1ページ目、子ども・若者の権利の保障の中に、ファシリテーターの養成が書かれているんですが、このファシリテーターというのは、今後、丹波市独自で養成していくように考えているのか、それとも何かアドボケーターのようなサポート役を用いるシステムなどの仕組みづくりをされるのか教えてくださいませんか。
事務局	もちろん市の職員として研修を受け、ファシリテーター役になれる職員を養成していきたいという考えもありますし、国でもファシリテーターの派遣事業など、子どもの意見を聞くにあたって、様々な制度ができてきております。市の職員の養成と併せて、そういう制度の利活用も検討していければと考えています。
委員	例えば、最近代弁者という意味のアドボケーターという言葉をよく耳にするんですが、今後、丹波市でも取り入れていく見込みはあるのでしょうか。
事務局	子どもにとって一番よいことをまず考えるべきと思っています。ファシリテーター、アドボケーターなど今後必要になってくると思いますので、検討していきたいと考えております。
会長	他にいかがでしょうか。
委員	資料3の6ページ目、子どもの居場所の件ですが、資料からは、ハード面のことしか感じられません。居場所というのは、単なる場所のことを指してるわけではなくて、よき理解者がいる場所が居場所になるんです。 その中で、課題が財源の確保というのが、設備の整備にあたっての財源の確保が課題になっているのですが、先ほど他の委員からも話があった、ファシリテーター、アドボケーターなどの人材育成というのが課題に挙がっていないことが、気になりました。また、居場所は、意見を表明できる場であって、否定されない場ではないと思うんです。意見は別に否定していいんですが、人格を否定しないということかなと思いました。
事務局	申し訳ございません。意見については、自由に表明ができる場ということで考えております。また、居場所についてですが、建物を用いて新たな居場所をつくるという検討と併せて、今あるものの活用も考えています。例えば、地域の中の団体やNPO法人などにご協力いただく形も考えられます。ただ、すぐには受け入れが難しいと思いますので、様々な場面で権利に関するお話をさせて

	<p>いただく中で、権利に関する意識の醸成を図りながら、そういった人材の育成も含めて、ハード面だけではない居場所づくりの検討を進めていきたいと考えています。</p>
会長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p><意見なし></p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>予定されてた議事は以上になります。</p> <p>続いて、7.その他についてご説明をお願いします。</p> <p>.....</p> <p>7. その他</p> <p>■乳児等通園支援事業の認可に伴う意見聴取について</p> <p>事務局から説明 <<資料④>></p>
会長	<p>何かご質問はありますか。</p> <p><質問なし></p>
会長	<p>予定どおり進み9月頃に委員の皆さんに意見聴取のご連絡があった際は、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>その他、全体を通して何か意見等はありませんか。</p> <p><意見なし></p> <p>.....</p>
事務局	<p>8. 次回会議日程</p> <p>今回は、令和8年2月の開催を予定しています。</p> <p>.....</p>
副会長	<p>9. 閉会</p> <p>本日は、長時間にわたり、活発なご意見ありがとうございました。</p> <p>感想を2点申し上げます。本日は、冒頭にも説明がありましたが、保育施設の利用定員の設定や子育て支援に関する施策などについて協議する具体的な内容もあったのですが、本日の議論の中心は子どもの権利、意見表明となりました。日本にやっとかども基本法ができて、4つの柱の、生きる、育つ、守られる、そして、参加する、この部分についての活発な意見が出たというのは、非</p>

常にハイレベルな会議となったのではないかなと思っております。

私自身のことにはなりますが、例えば、アドボカシーという言葉、実際に知り、もしくはそれに直面したのは、まだ4、5年前の話です。おそらくそれまでから子育てされてる方は、直近の課題だったと思うんですけども、最近、学ばざるをえなくなった状況です。

今年の住民人権学習のテーマが子どもの権利ということで、実は、児童養護施設の立場で、様々な場所でお話をさせてもらう機会があるのですが、アドボカシーや、子どもの意見表明という言葉自体が、まだ市民権を得ていない、そんな状況だと思います。もしかすると、委員さんの中にもまだ具体的なイメージができてない方もいらっしゃるのではないかなと思います。でも、それがやはり現実ではないかと思います。大きな課題ですが、時間をかけて、行政や学校だけでなく、家庭や地域で生活する者も含めて、周りの大人が子どもたちにそういう力をつけていくミッションがあるのではないかなと改めて今日の会議の中で感じさせていただいた次第です。

もう1点は、会議の中で委員さんからも少し出ましたが、子どもにとって、自分が意見を言ったことで、何か少し世の中が変わった、言ったことが実現した、と感じる成功体験は非常に大事な要素だと私も思いますが、それをまず大人が経験しないといけないなと感じました。

特に私の年代は、実はそういった経験が非常に少ないんです。ましてや、子どもに色々な意見を述べさせて参加させる、そういうような感覚が自分がないので、それを理解するのに、非常に時間とエネルギーがかかっている状況かなと思います。

この会議においては、委員の皆さんも難しい言葉でなくても構いませんので、自由に意見を言い合いながら、我々自身も意見を出すことによる、大切さを味わえたらなと思います。

次回は2月となりますが、活発な意見交換の場になればと思います。

本日は、長時間ありがとうございました。